

平成 24 年度福岡県包括外部監査報告書（概要版）

福岡県包括外部監査人 福岡 典昭

平成 24 年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1. 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	財政的援助団体等との取引（主に補助金、委託料）について
選定理由	<p>福岡県（以下「県」という。）は、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画」を平成 24 年 3 月に策定している。</p> <p>また、この総合計画を着実に推進するため、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供することが不可欠であることから、県として、組織・人員体制、人づくり、政策手法、歳入・歳出など行政運営のあらゆる分野において不断の見直しを行い、行政改革を推進していくため、「福岡県行政改革大綱」を策定している。</p> <p>その中で、簡素で効率的な県民視点の体制づくりが柱の一つとされており、具体的な改革事項として、職員数の適正化、組織の見直し、公社等外郭団体の見直し、公の施設の見直し、アウトソーシングの推進及びガバナンスの徹底が掲げられている。</p> <p>県では、あらゆる分野において、業務における専門性、機動性及び柔軟性の確保、効果的・効率的な行政サービスの実施等の観点から、様々な団体に対し、補助金及び交付金の交付等財政的な援助並びに業務の委託を行っている。</p> <p>補助の実施については、地方自治法の規定に基づき、公益上の必要性が求められるほか、限られた財源の有効活用の面から、有効性及び効率性を検証することが必要である。</p> <p>業務の委託に関しては、費用対効果の検証等が求められる。</p> <p>また、これら補助金や委託料等は一度制度化されると既得権化されやすい性質をもつ。しかし、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化や景気の変動に伴い、住民や企業・団体等のニーズは刻々と変化しているため、不断の見直しを行うことも必要である。</p> <p>上記補助金や委託料等の重要性を考慮し、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。</p>
監査の対象	県における財政的援助団体等との取引（主に補助金、委託料）を監査対象とした。監査の対象とした財政的援助団体等は、県からの支出金額、支出目的、団体における県退職者の再就職の状況等を考慮して特に重要性が高いと監査人が判断した 11 団体を監査対象団体として抽出した。（団体名は、「2. 監査対象団体」に記載している。）
監査対象期間	原則として平成 23 年度（平成 24 年度及び平成 22 年度以前の過年度も含む）
監査の視点	<p>財政的援助団体等との取引（主に補助金、委託料）について、次の視点により監査を実施した。</p> <p>① 補助金及び委託料等に関する財務事務が法令等に則り適正に行われているか。</p> <p>② 補助金及び委託料等の目的及び規模は県民のニーズや県の担うべき役割等に適合しているか。</p> <p>③ 補助金及び委託料等は目的に従い有効に活用されているか。</p> <p>④ 補助金及び委託料等の事務執行は効率的に実施されているか。</p>

2. 監査対象団体

番号	団体名	所管部署
1	財団法人福岡県市町村振興協会	企画・地域振興部 市町村支援課
2	財団法人福岡県国際交流センター	新社会推進部 国際交流局交流第一課
3	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	福祉労働部 福祉総務課
4	財団法人福岡県環境保全公社	環境部 循環型社会推進課
5	社団法人福岡県トラック協会	商工部 商工政策課
6	財団法人福岡県中小企業振興センター	商工部 中小企業経営金融課
7	福岡県中小企業団体中央会	商工部 中小企業経営金融課
8	財団法人福岡県建設技術情報センター	県土整備部 企画交通課
9	財団法人福岡県下水道公社	建築都市部 下水道課
10	福岡県住宅供給公社	建築都市部 住宅計画課
11	一般財団法人福岡県建築住宅センター	建築都市部 住宅計画課

3. 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 福岡 典昭
包括外部監査人補助者	公認会計士7名、行政実務経験者1名

4. 報告書の構成

第1 監査の概要（テーマ、対象、方法、実施者等）	1 ページ～ 3 ページ
第2 監査対象の概要（福岡県の状況、補助金等及び委託の状況等）	4 ページ～ 30 ページ
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1. 監査の視点、2. 監査の手続	31 ページ～ 34 ページ
3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	35 ページ～ 37 ページ
4. 各団体における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	38 ページ～240 ページ

5. 報告書の要約

第1 監査の概要（省略）

第2 監査対象の概要

1. 福岡県の状況（省略）

2. 福岡県における財政的援助団体等との取引（主に補助金、委託料）の状況

（1）補助金等

補助金、交付金及び負担金（以下「補助金等」という。）は、次のように分類できる。

補助金	特定の公益上必要がある事業を育成又は助成するために無償で金銭等を補助するもの
事業費補助金	団体が行う事業に公益性があると認識し、その事業を支援するための補助金 （事業に対する補助であるため、補助対象経費は当該事業に係る経費に限定され、事業に関連のない経費は補助対象から除外）
運営費補助金	事業を行う団体自体に公益性があると認識し、その団体の運営を支援するための補助金 （団体の運営自体に対する補助であるため、補助対象経費は、人件費や事務費など一般管理費的な経費のすべてが対象）
交付金	本来地方自治体が行う業務を団体等に行わせ、その事務処理等の対価として交付する経費
負担金	特定の事業から地方公共団体が何らかの利益を受けるときに、費用の一部を負担するもの

(2) 委託料

業務委託など契約方法は、地方自治法上次のとおり分類できる。(せり売りは省略。)

一般競争入札	公告によって不特定多数の者を誘引して入札による競争を行わせ、その入札者のうち、県にもっとも有利な条件をもって入札した者を相手方として契約する方法 利点は、入札者にとって契約機会が均等に与えられること、手続が可視化されること、合意に係る金額の適正さが確保されやすいこと等が挙げられる。
指名競争入札	県が資力、信用その他について適切と認める複数の者を選択し、それらの者を入札の方法によって競争を行わせ、その入札者のうちから、県にもっとも有利な条件をもって入札した者を相手方として契約する方法
随意契約	県が競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手を選択して、その者を相手方として契約する方法 競争性、公平性及び透明性の観点から問題点があり、したがって、随意契約を行う場合はその可否について慎重に検討を行う必要があるため、法令等により随意契約を適用できる条件が定められている。

(3) 補助金等及び委託料の状況

企業会計を除く県の一般会計及び特別会計における平成23年度の県補助金等決算額は、4,255億円であり、総支出総額の20.9%となっており、委託料総額は、534億円で、総支出総額の2.6%となっている。

知事部局(秘書室及び会計課を除く。)における補助金等について、交付先区別にみると、市町村等地方公共団体に対する補助金等が77.7%となっている。なお、今回監査対象とした団体に対する補助金等は35億円である。

また、知事部局(秘書室及び会計課を除く。)における委託料について、契約種別にみると、件数、金額とも随意契約が約9割を占めており、指名競争入札及び一般競争入札は合わせて1割程度である。なお、今回監査対象とした団体に対する委託料はすべて随意契約によるものであり、その金額は、114億円である。

監査対象団体に対する補助金等及び委託料は次のとおりである。

【平成23年度における補助金等及び委託料】

(単位：千円)

	監査対象団体	補助金等額	委託料額
1	財団法人福岡県市町村振興協会	1,706,928	—
2	財団法人福岡県国際交流センター	175,795	5,579
3	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	245,194	252,821
4	財団法人福岡県環境保全公社	795	224,243
5	社団法人福岡県トラック協会	745,392	—
6	財団法人福岡県中小企業振興センター	265,135	297,070
7	福岡県中小企業団体中央会	211,545	5,983
8	財団法人福岡県建設技術情報センター	—	826,392
9	財団法人福岡県下水道公社	—	6,711,851
10	福岡県住宅供給公社	54,188	2,624,278
11	一般財団法人福岡県建築住宅センター	59,281	444,215
	合計	3,464,253	11,392,432

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点

(1) 補助金等及び委託料に関する事務の適切性

補助金、交付金及び負担金（以下「補助金等」という。）並びに委託料に関する事務は適切に実施されているかについて、次の視点から監査を実施した。

補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等交付要綱は適切な内容で制定されているか。 補助金等に関する手続は規則・要綱等の定めるところに沿って行われているか。
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約の決裁について、内部牽制が機能するように適切な決裁ルールを確立しているか。 随意契約の理由などの必要な公開情報を適切に公表しているか。 再委託について、契約で求めている再委託の承諾手続を適切に行っているか。 委託契約について、意図的に分割するような契約を行っていないか。

(2) 補助金等及び委託料の目的及び規模の適合性

補助金等及び委託料の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて、次の視点から監査を実施した。

補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の支出の目的は県の政策・施策に合致しているか。 支出目的が環境の変化に対応したものとなっているか。 補助対象者側に財政面からの必要性が認められるか。 補助対象者側の緊急性や必要性に応じて交付優先順位を決定しているか。
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 県直営業務や外郭団体への委託について、民間委託よりさらなるコスト削減の取組を行っているか。 委託契約の業者選定に当たって、適切に競争性を確保しているか。 外郭団体等への委託業務において、例外的に実施される再委託の競争性を確保しているか。

(3) 補助金等及び委託料の有効性

補助金等及び委託料が有効に活用されているかについて、次の視点から監査を実施した。

補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 事前の目標、指標は設定されているか。 事後の効果測定は実施されているか。 効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。 補助事業の実績やその効果等について情報公開が適切に実施されているか。
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 事前の目標、指標は設定されているか。 事後の効果測定は実施されているか。 効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。

(4) 補助金等及び委託料の事務執行の効率性

補助金等及び委託料の事務執行が効率的に実施されているかについて、次の視点から監査を実施した。

補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の経済効率性に問題はないか。 黒字団体であるにもかかわらず、運営費補助を受給している団体はないか。
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 委託料の予定価格の積算方法は適切に実施されているか。 委託先の決定方法が随意契約である場合の根拠は妥当であるか。

2. 監査の手続

「1. 監査の視点」を踏まえ、以下のとおり監査を実施した。

(1) 監査の実施に当たっての準備

各所管部署から監査対象団体に関する下記資料を入手し、団体の概況を把握した。

- ・平成19年度から平成23年度までの事業報告及び財務諸表
- ・平成23年度末時点の組織図及び部署別役職員数がわかる資料 など

(2) 補助金等及び委託料に関する事務の適切性

監査対象とした補助金等及び委託料に関する事務が適切に実施されているかについて、各所管部署から資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

(3) 補助金等及び委託料の目的及び規模の適合性

監査対象とした補助金等及び委託料の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて、各所管部署から資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

(4) 補助金等及び委託料の有効性

監査対象とした補助金等及び委託料が目的に従い有効に活用されているかについて、各所管部署から資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

(5) 補助金等及び委託料の事務執行の効率性

監査対象とした補助金等及び委託料の事務執行は効率的に実施されているかについて、各所管部署から資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

(6) その他

上記(1)から(5)までの手続を補完するため、以下の手続を実施した。

- ① 過去の包括外部監査の内容を確認した。
- ② 過去の公社等外郭団体経営評価委員会の内容を確認した。
- ③ 会計検査院の報告事項のうち関連するものについて内容を確認した。
- ④ その他必要に応じて、資料の入手、関係者への質問を実施した。

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 対象団体別の監査の結果及び意見の件数

対象団体別の監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

対象団体名	結果	意見	ページ
財団法人福岡県市町村振興協会	0件	1件	38～49
財団法人福岡県国際交流センター	1件	1件	50～66
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	0件	9件	67～104
財団法人福岡県環境保全公社	1件	2件	105～121
社団法人福岡県トラック協会	0件	1件	122～128
財団法人福岡県中小企業振興センター	0件	3件	129～148
福岡県中小企業団体中央会	0件	2件	149～158
財団法人福岡県建設技術情報センター	0件	1件	159～173
財団法人福岡県下水道公社	0件	1件	174～187
福岡県住宅供給公社	0件	4件	188～209
一般財団法人福岡県建築住宅センター	1件	6件	210～240
計	3件	31件	

(2) 内容別の監査の結果及び意見の内容と対象

監査の結果及び意見の内容は、以下のとおりである。

	団体名	項目	ページ
1	財団法人福岡県市町村振興協会	① (意見) 本団体に対する指導監督の徹底について	45
2	財団法人福岡県国際交流センター	① (意見) 福岡県国際交流センター補助金の補助対象経費の明確化について	54
		② (結果) 青少年国際理解促進支援事業業務委託及び留学生地域就職応援事業業務委託における再委託承認手続の不備について	64
3	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	① 明るい長寿社会づくり推進機構事業に係る諸論点について	77
		①-1 (意見) 委託料① 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託(福祉総務課所管分)に係る委託内容の明確化について	79
		①-2 (意見) 委託料② 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託(県民文化スポーツ課所管分)に係る再委託の見直しについて	81
		①-3 (意見) 福岡県明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金の廃止及び福岡県明るい長寿社会づくり推進センターに係る各業務委託の人件費積算の見直しについて	83
		② (意見) 本団体に対する業務委託における特命随意契約の見直しについて	86
		③ (意見) 福祉・介護人材マッチング支援事業委託における委託内容の明確化について	94
		④ (意見) 福岡県社会福祉協議会運営費補助金の補助対象経費に係る審査の適切な実施について	96
		⑤ (意見) 福岡県社会福祉協議会運営費補助金の補助対象経費及び交付基準の明確化について	97
		⑥ (意見) 補助金及び業務委託に係る審査及び検査手続の具体化について	100
		⑦ (意見) 補助金に係る補助対象経費及び業務委託に係る積算経費のあり方について	103
4	財団法人福岡県環境保全公社	① (意見) 財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金の廃止及びリサイクル総合研究センター業務委託の見直しについて	109
		② (結果) 業務委託における再委託承認手続の不備について	113
		③ (意見) 業務委託における再委託先選定手続等に関する適切な審査の実施について	117
5	社団法人福岡県トラック協会	① (意見) 交付金を財源とした事業実施過程における審査等の強化について	127

	団体名	項目	ページ
6	財団法人福岡県 中小企業振興 センター	①（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について	134
		②（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金（事業費分）の交付のあり方について	140
		③（意見）小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金の補助対象経費の明確化について	147
7	福岡県中小企業 団体中央会	①（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について	152
		②（意見）福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱に係る補助対象事業及び補助対象経費の明確化について	157
8	財団法人福岡県 建設技術情報 センター	①（意見）耐震診断業務に係る委託及び再委託に係る手続及び内容の適切性について	163
9	財団法人福岡県 下水道公社	①（意見）流域下水道事業に係る施設維持管理委託のあり方の検討について	177
10	福岡県住宅供給 公社	①（意見）駐車場整備工事業務委託に係る県直轄による事業の実施について	193
		②（意見）電波障害対策業務委託における特命随意契約の見直しについて	199
		③（意見）指定管理者制度の見直しに係る留意事項について	203
		④（意見）予定価格及び最低制限価格の事前公表の見直しについて	206
11	一般財団法人 福岡県建築住宅 センター	①（意見）財団法人福岡県建築住宅センター運営費補助金のあり方について	217
		②（意見）交付目的及び補助対象経費が類似する補助金の整理統合について	221
		③（意見）福岡県住宅関連研修事業補助金の対象経費の適切な審査について	223
		④（意見）委託業務における特命随意契約の妥当性について	227
		⑤（意見）委託契約に係る見積り内訳書の徴取等による契約額の適正性の確保について	235
		⑥（結果）委託事業の再委託に係る承認手続の不備について	236
		⑦（意見）委託業務における状況の把握及び早期の対応について	239

4. 各団体における監査の結果及び意見

(1) 財団法人福岡県市町村振興協会

H23年度 補助金等額	1,706,928千円	H23年度 委託料額	—	所管部署	企画・地域振興部 市町村支援課	P.38
項目	① (意見) 本団体に対する指導監督の徹底について					
現状及び 課題	<p>県は、宝くじの収益金を財源とした交付金を本団体に交付し、本団体は各種市町村の振興に寄与する事業を実施している。</p> <p>団体運営全般について、県は検査を実施しているが、その後の指導が不十分であるなど有効に機能していない。また、本団体の各種事業に関し、補助金対象経費及び補助金額が適切に精査されていないなど、交付金が効果的又は効率的に活用されていない事例が見受けられる。</p>					
改善案	<p>県は、本団体を指導監督する立場として、交付金の使途である各種事業が効果的かつ効率的に行われるよう指導する責任がある。</p> <p>したがって、県は本団体に対する指導を強化し、本団体のガバナンスをより強化することが望まれる。指導の強化に当たっては、定期的に検査を実施するとともに、検査結果に対する措置状況を継続的にモニタリングすることが必要である。</p>					

(2) 財団法人福岡県国際交流センター

H23年度 補助金等額	175,795千円	H23年度 委託料額	5,579千円	所管部署	新社会推進部 国際交流局交流第一課	P.50
項目	① (意見) 福岡県国際交流センター補助金の補助対象経費の明確化について					
現状及び 課題	<p>本補助金は、精算を要する精算補助金と要しない定額補助金から構成される。</p> <p>精算補助金の予算資料には「県派遣職員」及び「県退職者」と記載されている。派遣職員人件費については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）第6条第1項において、派遣元である地方公共団体が派遣職員の給与を支給することは原則禁止されているが、予算資料にある「県派遣職員」との記述は、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねない。また、予算資料にある「県退職者」との記述は、当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。</p> <p>また、定額補助金については、どの事業にいくら補助金が充てられているか具体的に把握されていない。</p> <p>さらに、交付要綱上、事業に対する事業費補助金と、団体の運営に対する運営費補助金の区分が不明確である。</p>					
改善案	<p>本補助金は、すべて精算補助金に一本化し、定額補助金は廃止することが望まれる。</p> <p>また、本補助金は、事業費補助金と運営費補助金を混同した補助金となっている。したがって、本来、補助金の必要性、金額の妥当性及び有効性を踏まえたうえで、両補助金を整理することが望まれる。その際、交付目的、補助対象経費及び補助率を明確にすることが必要である。</p> <p>さらに、予算資料に「県派遣職員」及び「県退職者」との記載があるが、人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。</p>					
項目	② (結果) 青少年国際理解促進支援事業業務委託及び留学生地域就職応援事業業務委託における再委託承認手続の不備について					
現状	<p>県が本団体に委託している業務に関し、本団体は、その業務の一部を再委託している。しかし、契約書に規定されている書面による承認を得ていない。</p>					
指摘事項	<p>本団体は、委託業務の再委託に関し、県から書面による承認を得ておらず、契約に違反している。</p> <p>なお、契約に従い、県が再委託を承認する場合には、再委託に係るリスクを踏まえ、適切に審査することが望ましい。</p>					

(3) 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

H23 年度 補助金等額	245,194 千円	H23 年度 委託料額	252,821 千円	所管部署	福祉労働部 福祉総務課	P.67
項目	①-1 (意見) 委託料① 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 (福祉総務課所管分) に係る委託内容の明確化について					
現状及び課題	仕様書に記載される業務委託の内容が不明確である。このため、県は本業務委託の目的が達成されたか否かを把握することができない可能性がある。					
改善案	県は仕様書に業務内容を明確に記載する必要がある。これによって、受託業者が仕様書の業務内容を遵守して事業を実施したか検査する基準が明確となり、県は、業務実績を適切に把握・評価することができる。					
項目	①-2 (意見) 委託料② 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 (県民文化スポーツ課所管分) に係る再委託の見直しについて					
現状及び課題	県は、本業務委託を明るい長寿社会づくり推進機構事業と位置づけ、本団体へ委託している。しかし、実質的に事業を運営しているのは社団法人福岡県老人クラブ連合会 (以下「県老連」という。) であり、本業務委託は必ずしも本団体へ委託する必要はないと考えられる。その結果、本団体で生じる管理費のコスト分、委託料が過大になっているといえる。					
改善案	県老連へ直接委託することを検討すべきである。これにより、県は、県老連が実施した高齢者向けのスポーツ大会の内容を直接把握することができ、事業の評価をより適切に行うことが可能となる。また、今まで発生していた管理費分のコスト節減が見込まれる。					
項目	①-3 (意見) 福岡県明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金の廃止及び福岡県明るい長寿社会づくり推進センターに係る各業務委託の人件費積算の見直しについて					
現状及び課題	福岡県明るい長寿社会づくり推進センターで実施されている各種事業は、すべて県からの委託事業であるが、事業実施に必要な経費のみが積算され、センター職員の人件費相当額は補助金として別途支出されており、これでは県民にとって委託業務の実態が把握できない。					
改善案	本補助金が補助対象としてきた業務委託の事業に係る人件費は、各業務委託の契約金額の中に反映すべき事項であることから、本補助金は廃止し、各事業の実施に本来必要な金額を委託料として適切に算定すべきである。					
項目	② (意見) 本団体に対する業務委託における特命随意契約の見直しについて					
現状及び課題	県は、本団体に対し 15 件の委託契約を締結し、平成 23 年度決算額で約 2 億 5 千万円の委託料を支出している。これらのうち、特命随意契約についてその理由等が不十分であると考えられる事例が見受けられた。					
改善案	県は、特命随意契約の特殊性を踏まえ、きわめて例外的なものに限定する必要がある。					
項目	③ (意見) 福祉・介護人材マッチング支援事業委託における委託内容の明確化について					
現状及び課題	仕様書に記載される業務委託の詳細な指示事項が不明確である。このため、県は本業務委託の目的が達成されたか否かを把握すること及び事業の結果を評価することができない可能性がある。					
改善案	県は、仕様書に業務の内容を詳細に記載する必要がある。これによって、受託業者である本団体が仕様書の業務内容を遵守して事業を実施したか検査する基準が明確となり、県は、業務実績を適切に把握・評価することができる。					
項目	④ (意見) 福岡県社会福祉協議会運営費補助金の補助対象経費に係る審査の適切な実施について					
現状及び課題	結果的に補助金額に影響はなかったものの、補助対象経費のうち「(3)事業費のうち福祉活動指導員費」は 87,412 千円計上されているが、正確な金額は 34,926 千円であった。					
改善案	県は、今後このような事態が生じないよう、本団体からの実績報告の内容について、集計されている内容を精査し、適切に審査することが望まれる。					

項 目	⑤ (意見) 福岡県社会福祉協議会運営費補助金の補助対象経費及び交付基準の明確化について
現 状 及 び 課 題	補助金交付要綱には補助対象経費の科目の記載はあるが、その具体的な計上範囲が不明確である。また、補助金交付に際し、補助金を交付する基準として、団体の財政状態、経営成績を考慮したものはない。
改 善 案	本補助金は運営費補助金であることから、補助金交付要綱に補助対象経費及びその具体的な算定方法を明確に規定する等に留意して補助金を限定的に交付すべきである。
項 目	⑥ (意見) 補助金及び業務委託に係る審査及び検査手続の具体化について
現 状 及 び 課 題	本団体に対する補助金及び委託料の実績報告書に対する審査及び検査の手続を検討した結果、審査等の具体的な手法が補助金交付要綱や業務委託契約書等に明確に規定されている補助金又は業務委託を確認できず、実際にどのような経費に支出されたか詳細には把握していない等の課題が発見された。
改 善 案	事業ごとに審査及び検査の具体的な手法を定める必要がある。
項 目	⑦ (意見) 補助金に係る補助対象経費及び業務委託に係る積算経費のあり方について
現 状 及 び 課 題	県から本団体に対する業務委託及び補助金に係る予算の積算を行う場合に、県退職者の人件費を補助対象経費として見積りを行っている事業がある。予算資料にある「県退職者」との記述は、当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。
改 善 案	人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改める必要がある。

(4) 財団法人福岡県環境保全公社

H23年度 補助金等額	795千円	H23年度 委託料額	224,243千円	所管部署	環境部 循環型社会推進課	P.105
項 目	① (意見) 財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金の廃止及びリサイクル総合研究センター業務委託の見直しについて					
現 状 及 び 課 題	県は本団体に対し、運営費補助金を交付している。しかし、交付要綱上、交付目的や補助対象経費が不明確である。 また、リサイクル総合研究センター業務を委託しているが、本業務に求める成果等が不明確であり、また、業務委託に係る経費と補助対象経費の区分が不明確である。					
改 善 案	運営費補助金の目的を達成するための事業内容が、センター業務委託の範囲内であれば、センター業務に一本化し、運営費補助金を廃止することが望まれる。 そのうえで、県は、委託の目的及び団体が実施する具体的な業務内容を契約書及び仕様書に明確に定めるとともに、事業計画及び事業報告について適切に審査することが望まれる。					
項 目	② (結果) 業務委託における再委託承認手続の不備について					
現 状	県が本団体に委託している業務に関し、本団体は、その業務の一部を再委託している。しかし、契約書に規定されている書面による承認を得ていない。					
指 摘 事 項	本団体は、委託業務の再委託に関し、県から書面による承認を得ておらず、契約に違反している。なお、契約に従い、県が再委託を承認する場合には、再委託に係るリスクを踏まえ、適切に審査することが望ましい。					
項 目	③ (意見) 業務委託における再委託先選定手続等に関する適切な審査の実施について					
現 状 及 び 課 題	本団体が再委託している業務に関し、再委託業者との契約方式を特命随意契約としている理由が不十分と考えられる事例が見受けられた。					
改 善 案	県は、本団体に対し、特命随意契約はきわめて例外的なものに限ることとし、随意契約であっても原則2者以上から見積書を徴取することを徹底するよう指導する必要がある。					

(5) 社団法人福岡県トラック協会

H23年度 補助金等額	745,392千円	H23年度 委託料額	—	所管部署	商工部 商工政策課	P.122
項 目	① (意見) 交付金を財源とした事業実施過程における審査等の強化について					
現 状 及 び 課 題	交付金を財源として、本団体が実施している事業のうち、緊急物資輸送センター整備事業に係る建設業者選定過程等において、有効性及び効率性の観点から問題があると考えられる事項が見受けられた。					
改 善 案	県は、本団体に対し、事業実施過程における審査及び指導等を強化することが望まれる。					

(6) 財団法人福岡県中小企業振興センター

H23年度 補助金等額	265,135千円	H23年度 委託料額	297,070千円	所管部署	商工部 中小企業経営金融課	P.129
項 目	① (意見) 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について					
現 状 及 び 課 題	補助金交付要綱において、補助対象経費や補助率等が明確に定められていない。 また、予算資料には「県派遣職員」及び「県退職者」と記載されている。派遣職員人件費については、派遣法第6条第1項において、派遣元である地方公共団体が派遣職員の給与を支給することは原則禁止されているが、予算資料にある「県派遣職員」との記述は、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねない。また、予算資料にある「県退職者」との記述は、当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。					
改 善 案	県は、本団体の事業内容を踏まえたうえで、補助金交付要綱に、補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率について明確に記載する必要がある。 また、予算資料に「県派遣職員」及び「県退職者」との記載があるが、人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。					
項 目	② (意見) 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金(事業費分)の交付のあり方について					
現 状 及 び 課 題	県及び本団体において各関係書類を閲覧し検討した結果、県は本団体に県有地貸付料相当額を補助金として交付し、本団体は県有地を有償で借り受け、賃借料を支出しているように見える。このことは、県は県有地を実質的に無償で本団体に貸し付けていると評価されかねない。					
改 善 案	関係資料を適切な記述に改めることが必要である。					
項 目	③ (意見) 小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金の補助対象経費の明確化について					
現 状 及 び 課 題	県は、本団体に対し、県内小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的に、設備資金貸付事業に要する経費に補助金を交付している。 しかし、補助金交付要綱に、補助対象経費の記載はないため、妥当性を客観的に判断できない。 また、予算資料には「県派遣職員」と記載されている。派遣職員人件費については、「①(意見) 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について」に記載したとおりであり、予算資料にある「県派遣職員」との記述は、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねない。					
改 善 案	補助金交付要綱に、補助対象経費の区分及び補助率について明確に記載する必要がある。 また、予算資料に「県派遣職員」との記載があるが、人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。					

(7) 福岡県中小企業団体中央会

H23年度 補助金等額	211,545千円	H23年度 委託料額	5,983千円	所管部署	商工部 中小企業経営金融課	P.149
項 目	① (意見) 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し、中小企業団体の育成指導を図り、中小企業者の経済的地位の向上に寄与することを目的に、事業実施に必要な経費に補助金を交付している。</p> <p>しかし、補助金交付要綱に、補助対象経費の記載はないため、妥当性を客観的に判断できない。また、予算資料には「県退職者」と記載されているが、これは当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。</p>					
改 善 案	<p>補助金交付要綱に、補助対象経費の区分及び補助率について明確に記載する必要がある。</p> <p>また、予算資料に「県退職者」との記載があるが、人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。</p>					
項 目	② (意見) 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱に係る補助対象事業及び補助対象経費の明確化について					
現 状 及 び 課 題	<p>本補助金の交付要綱は、本団体を含む15団体共通のものとなっており、結果として、いずれの団体に対する補助金も具体的な補助対象経費が適切に算定されず、補助金の交付目的に沿った支出がなされているか不明瞭であると考えられる。</p> <p>また、予算資料には「県退職者」と記載されているが、これは当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。</p>					
改 善 案	<p>補助事業の定義を、団体ごとに整理したうえで補助金交付要綱に明確に規定するとともに、補助対象経費の区分及び補助率についての記載も同様に明確にすることが必要である。その際、各団体に対する補助金交付要綱を個別に制定することも検討することが望まれる。</p> <p>また、予算資料に「県退職者」との記載があるが、人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。</p>					

(8) 財団法人福岡県建設技術情報センター

H23年度 補助金等額	—	H23年度 委託料額	826,392千円	所管部署	県土整備部 企画交通課	P.159
項 目	① (意見) 耐震診断業務に係る委託及び再委託に係る手続及び内容の適切性について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し、耐震診断業務を委託し、本団体は、協力事務所に再委託している。</p> <p>委託と再委託の仕様書を比較したところ、ほぼ内容が一致していた。また、本団体から協力事務所への委託(再委託)に係る随意契約理由について関係文書から理解するのは困難である。</p>					
改 善 案	<p>今後は、競争性のある契約方式の導入を検討することが望まれる。</p>					

(9) 財団法人福岡県下水道公社

H23年度 補助金等額	—	H23年度 委託料額	6,711,851千円	所管部署	建築都市部 下水道課	P.174
項 目	① (意見) 流域下水道事業に係る施設維持管理委託のあり方の検討について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し、特命随意契約により流域下水道施設の維持管理等を委託している。その委託料の大部分は、本団体における修繕費を含む需用費及び委託料(再委託)である。</p> <p>品質の確保及びコスト削減の観点から検討すると、県が直接維持管理を行うことで、品質を確保しつつコストを削減することが可能ではないかと考える。</p>					
改 善 案	<p>流域下水道事業に係る処理施設の管理運営方法については、県及び本団体として品質を確保しつつさらなるコスト削減に取り組むことや、本団体を介さず県が直接実施することについても検討することが望まれる。</p>					

(10) 福岡県住宅供給公社

H23年度 補助金等額	54,188千円	H23年度 委託料額	2,624,278千円	所管部署	建築都市部 住宅計画課	P.188
項 目	① (意見) 駐車場整備工事業務委託に係る県直轄による事業の実施について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体を県営住宅の指定管理者に指定している。県営住宅における駐車場を新設する場合は県が整備工事を直接実施しているが、既存駐車場の再整備については本団体に整備工事を委託している。しかし、既存駐車場の再整備を本団体に外部委託する理由が文書に明確に記載されていない。</p> <p>また、県は本団体に随意契約方式で委託しているが、随意契約理由の根拠が乏しい。</p> <p>さらに、本団体に対する業務委託には工事施工に関する監督が含まれているが、県は財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「建技センター」という。）に対して整備工事に係る監理業務を委託している。本団体へ委託した監督業務と建技センターへ委託した監理業務の区分が明確でない。</p>					
改 善 案	<p>県が業務を外部委託する場合、有効性及び効率性を検証のうえ、外部委託する理由を明確にすべきである。明確でない場合には、駐車場新設工事と同様に県で直接実施することが望ましい。</p> <p>また、随意契約理由を整理のうえ、明確にすべきである。</p> <p>さらに、本団体へ委託した監督業務と建技センターへ委託した監理業務については、両者の区分を明確にすべきである。</p>					
項 目	② (意見) 電波障害対策業務委託における特命随意契約の見直しについて					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し特命随意契約により「電波障害対策業務」を委託している。本団体は、その大部分を民間事業者へ委託（再委託）している。さらに、その民間事業者は撤去業務等一部を他の事業者へ委託（再々委託）している。</p>					
改 善 案	<p>本業務については、撤去業務とそれ以外の業務に発注単位を分割するなどにより競争性のある契約方式を導入することについて十分検討する必要がある。</p>					
項 目	③ (意見) 指定管理者制度の見直しに係る留意事項について					
現 状 及 び 課 題	<p>本団体は、昭和51年から県営住宅の維持修繕等保全業務を受託しており、平成18年度からは県営住宅及び駐車場に係る指定管理者として指定されている。</p>					
改 善 案	<p>県営住宅の管理については、指定管理者制度又は管理代行制度等が考えられ、県はその業務の特性等を踏まえ管理方法を検討していくことが望まれる。</p> <p>その際、できるだけ民間事業者が参入しやすい環境を整備することが望ましい。</p>					
項 目	④ (意見) 予定価格及び最低制限価格の事前公表の見直しについて					
現 状 及 び 課 題	<p>本団体は、県からの受託業務実施に関し、必要に応じて民間事業者へ委託（再委託）している。指名競争入札を行う場合は、県に準じて予定価格及び最低制限価格を事前に公表している。</p>					
改 善 案	<p>予定価格及び最低制限価格等の事前公表を見直し、事後公表等に変更することを検討することが望ましい。</p>					

(11) 一般財団法人福岡県建築住宅センター

H23 年度 補助金等額	59,281 千円	H23 年度 委託料額	444,215 千円	所管部署	建築都市部 住宅計画課	P.210
項 目	① (意見) 財団法人福岡県建築住宅センター運営費補助金のあり方について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し、住宅需要者の保護を図るとともに、建築・住宅関連産業の振興を図り、もって県民福祉の向上に資することを目的に運営費補助金を交付している。</p> <p>しかし、交付要綱上は「事業費補助金」に関するものとなっており、補助対象経費と予算積算が大きく乖離しており、結果として財政に余力のある団体に対して交付がなされている。</p>					
改 善 案	<p>本補助金は平成 24 年度において交付を中止しているが、もっと早期に本補助金の是非と金額の妥当性を検討すべきであったと考える。今後、再び本補助金を交付する際には、交付要綱を抜本的に改正すべきである。</p>					
項 目	② (意見) 交付目的及び補助対象経費が類似する補助金の整理統合について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し「住宅情報提供推進事業補助金」及び「住宅相談事業補助金」を交付している。</p> <p>県は、補助対象経費である人件費の集計方法を把握していない。本団体の資料をみると、同一人物の人件費が両補助金に振り分けられている。</p>					
改 善 案	<p>県は、本団体における執行状況を詳細に把握し、補助金の整理統合を検討することが望まれる。</p>					
項 目	③ (意見) 福岡県住宅関連研修事業補助金の対象経費の適切な審査について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し「住宅関連研修事業補助金」を交付している。</p> <p>しかし、本団体から提出された実績報告が真に補助事業に要した経費であるかなどについて県は実態を把握していない。</p>					
改 善 案	<p>補助事業の実績報告を受け、額の確定を行う場合、県は、その金額だけでなく補助対象経費の内訳についても確認することが望まれる。</p>					
項 目	④ (意見) 委託業務における特命随意契約の妥当性について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し 21 件の委託契約を締結し、平成 23 年度決算額で約 4 億円の委託料を支出している。これらのうち、特命随意契約についてその理由等が不十分であると考えられる事例が見受けられた。</p>					
改 善 案	<p>県は、特命随意契約の特殊性を踏まえ、きわめて例外的なものに限定する必要がある。</p>					
項 目	⑤ (意見) 委託契約に係る見積り内訳書の徴取等による契約額の適正性の確保について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体と契約を締結する際、見積書を徴取しているが、総額のみ記載されており内訳を入手していない。</p>					
改 善 案	<p>随意契約は契約方法としては例外であることから、取引の透明性及び取引価格の適正性を確保するため、積算根拠である内訳を入手し、事業実施後の実績と比較することが望まれる。</p>					
項 目	⑥ (結果) 委託事業の再委託に係る承認手続の不備について					
現 状	<p>県と本団体との委託契約について、21 件中 12 件で業務の一部を再委託しているが、県の書面による承認手続をとっていないものが見受けられた。</p>					
指 摘 事 項	<p>委託業務の再委託に関し、県から書面による承認を得ておらず、契約に違反しているものがある。なお、県が再委託を承認する場合には、再委託に係るリスクを踏まえ、適切に審査することが望ましい。</p>					
項 目	⑦ (意見) 委託業務における状況の把握及び早期の対応について					
現 状 及 び 課 題	<p>県は、本団体に対し、「街なか居住促進支援事業等業務」を委託している。しかし、結果として、12 回開催予定だったワークショップについては市町村職員向けの研修が 1 回開催されたのみとなっている。</p>					
改 善 案	<p>県が委託する事業は、本来県が行うべき業務であるため、その対価性が求められる。したがって、県は、当該事業の進捗状況を適宜把握し、早期に対応することが望まれる。</p>					

以上